

久留米市公園におけるキッチンカー出店の実証実験 募集要領

【令和6年7月～令和7年3月出店】

1 目的

本実証実験では、公園の利活用を図る手法の一つとして、公園内へのキッチンカー（移動販売車）出店が、公園の機能増進や利用者の利便性向上に寄与することができるかの検証を行います。あわせて、社会的ニーズ把握や出店を持続的に進めるための課題の検証を行います。

2 募集スケジュール

募集要領及び申請書の配布	令和6年5月30日(木)～令和6年7月5日(金)
登録申込み受付	令和6年5月30日(木)～令和6年7月5日(金)
登録承諾書(予定)	6月21日(金)迄申込分 令和6年7月12日(金)迄 7月5日(金)迄申込分 令和6年7月26日(金)迄
公園申請受付	承諾書受領後、使用希望日より1週間前まで
出店期間	令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

3 出店場所 ※詳細は別紙公園情報参照

公園名	エリア	所在地
久留米百年公園	正面入り口広場、芝生広場園路	百年公園
合川緑地	くるめウス周辺	合川町
中央公園	鳥類センター前園路	東櫛原町、合川町
津福公園	北側広場、南側広場	津福本町
両替町公園	広場	城南町
浦山公園	円形広場	上津町
水沼の里 2000年記念の森	広場	三瀨町玉満
コスモスパーク北野	広場	北野町高良
町民の森	広場	城島町檜津
片ノ瀬公園	広場	田主丸町菅原

4 登録資格

以下の全てを満たす個人又は法人であること。

(1)久留米市保健所が発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。また、今回募集期間が、営業許可証の有効期間であること。

(2)食品衛生責任者を選任していること。

(3)食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。

(4)出店に使用するキッチンカーの車検が有効であること。

(5)暴力団排除条例等に該当しないこと(暴力団排除を徹底するため、暴力団員又は暴力団(員)が関与する法人であるか否かを警察へ照会させていただくことがあります。警察への照会に

使用する個人情報は、目的以外に使用することはありません。)

5 登録条件

- (1) 出店物品は、公園利用者の利便性の向上に資する飲食物(酒類は除く)とし、食品衛生法に基づく許可を取得する際に登録した飲食物とすること。ただし、許可営業に該当しない飲食物を付随して販売する場合は、営業届出を行ったものに限り許可する。
- (2) 市が行うアンケート類に協力すること。
- (3) 出店期間中に提出書類の有効期限が切れた場合は、すみやかに更新し、出店申請前に公園緑化推進課へ提出すること。

6 登録における提出書類

本実証実験にすでに登録している事業者は、再度、提出する必要はありません。ただし、内容が変わる場合や営業許可証等の有効期限が切れているものについては、すみやかに提出してください。

また、本実証実験に新たに登録したいキッチンカーは、登録申込期間内に必要な以下の書類を令和6年5月30日(木)から令和6年7月5日(金)までに公園緑化推進課へ提出してください。

- (1) キッチンカー出店登録申込書(様式2)
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 食品衛生責任者の写し
- (4) 納税証明書等の未納がないことの証明書
- (5) 暴力団排除の誓約書
- (6) 使用する販売車の写真(正面と側面)
- (7) 食品賠償保険等の写し
- (8) 出店に使用するキッチンカーの車検証の写し
- (9) 久留米市保健所が発行する営業届出済書(付随して飲食物を販売する場合)

7 登録における書類提出場所等

- (1) 提出場所 都市建設部 公園緑化推進課 (久留米市庁舎 11階)
TEL 0942-30-9087、FAX 0942-30-9707
メールアドレス : kouen@city.kurume.lg.jp
- (2) 提出方法 持参、メール(メールで提出する場合は、確認のため電話で連絡すること)

8 出店登録承諾書の発行

登録における提出書類を審査した結果、出店が可能なキッチンカーに対して、メールにて出店登録承諾書(様式3)をお送りします。

9 公園使用許可申請

登録後、公園を使用する1週間前までに、公園管理者に必要な書類を提出してください。書類の提出先、提出方法、出店許可ができる日時は、公園毎に異なりますので、

別紙公園情報にてご確認下さい。許可の条件は、以下の通りです。

- ・出店は、事前に登録した品目のみ許可します。
- ・公園毎に許可できる日時、設置場所等の条件が異なるため、事前に公園情報を確認のうえ申請してください。また、許可を受けたエリア以外は出店しないでください。
- ・出店に必要なすべての費用は出店者の負担とし、出店スペースにゴミ箱を設置し、ゴミは持ち帰ってください。
- ・電力、調理用の水、その他販売に必要なものは、すべて事業者で準備してください。
- ・のぼりや看板、椅子等を設置する場合は、事前に申請し、許可をうけてください。
- ・営業中・後は、周辺も含め適宜清掃してください。
- ・営業時に音楽を流す場合は、公園利用者や周辺住民に配慮し、音量や内容に十分注意してください。
- ・公園内を車両で通行する際は、公園利用者へ配慮し、ハザードランプを点灯し、安全に通行してください。
- ・許可時間外は、公園外に全て移動してください。
- ・公園内の施設を破損させた場合は、速やかに公園管理者へ届け、原状復旧してください。
- ・その他、公園関係法令を遵守してください。

10 公園使用料(出店料)

本実証実験で登録、申請したキッチンカーの使用料、占用料は全額減免(無料)とします。

11 公園使用許可申請に必要な書類

- (1)公園使用・占用許可申請書
- (2)公園使用・占用料減免申請書
- (3)出店登録承諾書(様式3)の写し
- (4)その他、公園管理者が必要とする書類

12 公園使用許可

申請書類確認後、公園管理者より公園使用許可書をお渡します。ただし、出店スペースに限りがある為、多数申請があった場合はお断りすることがありますので、ご了承ください。

キッチンカー出店中は、常に公園使用許可書を携帯してください。また、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合があります。

13 アンケート

本実証実験では、必要に応じて出店者及び利用者アンケートを実施します。その際にご協力ください。